

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会規約第28条に基づく役員選挙に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 役員定期選挙は毎年11～12月に行う。

第2章 候補者

第3条 候補は立候補を原則とする。

第4条 立候補者は、選挙管理委員会の定める受付締切日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第3章 選 挙

第5条 役員選挙は定員1名のものは単記定員2名以上のものは完全連記とし、いずれも無記名、1人1票とする。

第6条 定員と立候補者数が同じであるときは、その候補者について信任投票を行う。

第7条 役員選挙において、決選投票の場合は有効投票数の多いものを当選とし、信任投票の場合は有効投票数の過半数に達した時、これを当選として認める。

第8条 役員に欠員が生じた場合はすみやかに補欠選挙を行うこととする。

第4章 付 則

第9条 この規定の施行に関する細則は、選挙管理委員会において定める。

第10条 この規定の改廃は総会の議決を経なければならない。

第11条 この規定は令和5年4月1日より施行する。